

第15章 その他

1 不正受給について

(1) 不正受給について

本来、雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）や、基本手当等、失業等給付の支給を受けることができないのにもかかわらず、不正な手段により支給を受けたり、または支給を受けようとした場合は、不正受給処分を受けることになります。（現実給付を受けたか否かは問いません。）

(2) 不正受給の処分について

- ① 不正のあった日から、雇用継続給付、基本手当等の支給を受ける権利がなくなります。（支給停止）
- ② 不正な行為により支給を受けた金額は、全額返還しなければなりません。（返還命令）
- ③ さらに悪質な場合には、不正な行為により支給を受けた金額の最高2倍の金額の納付が命ぜられます。（納付命令）
③の場合には、②と併せて不正受給した金額の3倍の金額を納めなければなりません。
なお、これらの支払いを怠った場合は、財産の差し押えが行われる場合があります。
また、詐欺罪などにより処罰される場合があります。

(3) 事業主との連帯責任について

事業主が虚偽の申請書等を提出した場合は、事業主も連帯して返還命令又は納付命令処分を受けることがあります。

また、この他にも、同一事業所にて一定期間に複数回連続して就職、離職、失業等給付の基本手当の受給を繰り返している者（「循環的離職者」という。）を再び雇用した場合は、雇用保険の受給資格決定前から再雇用予約があったものとして受給資格者本人のみならず、事業主も共謀して不正受給したとして連帯して返還命令処分を受ける場合があります。

詳しくは管轄のハローワーク窓口にてお問い合わせください。

(4) ハローワークによる調査

不正受給の疑いがある場合には、ハローワークによる調査が行われます。

不正受給とならないためにも、申請書等の記載内容等について少しでもわからないことがある場合は、ハローワークにお問合せください。

(5) 不正受給の防止

事業主が離職証明書に虚偽の記載を行う等、偽りその他不正の行為をした場合には、不正に受給した者と連帯して不正受給金の返還、納付命令（返還金の最高2倍）を課されるほか、詐欺罪として刑罰に処せられる場合がありますので、ご注意ください。

なお、失業等給付を受けていた方を採用された場合は、その方の採用された時期の点検等のため関係書類をお借りする場合や、循環的離職者を雇用する（していた）事業主の方へ再雇用予約の有無等についてハローワーク担当職員が確認のご連絡をする場合もありますので、ご協力をお願いします。

また、ハローワークには、雇用保険給付調査官を配置し、不正受給者の摘発ならびに実地調査を行なっていますので、訪問の際にはご協力をお願いします。

◎「雇入年月日」は不正受給防止のポイントです。

労働者を採用した場合、雇用年月日の理解が不正確なために不正受給につながるものがよくあります。**試用期間や見習期間も雇入れのうち**ですから、この期間について失業等給付（基本手当）を受給すると不正受給になります。



◎内職・アルバイト・手伝いも……………申告が必要です。

失業等給付（基本手当）を受給している人が、内職、アルバイト、手伝い等をした場合は、ハローワークへ申告をしなければなりません。もちろん、失業者が内職などをする事自体は正当なことです、必要な申告を怠ると不正受給になります。

◎ 就職に関する証明書、離職証明書などは正確に

雇入年月日をはじめ、賃金や労働日数、働いていた期間等について、事実と相違する書類を使って不正受給をする悪質な事例もあります。事業主の皆さんが行う証明は、正確に、偽りの記入を求められても絶対に受け入れないようにしてください。

◎ “つい、うっかりと……” が事業主の連帯責任をまねきます。

不正受給に関して、事業主の皆さんの証明が誤っていたり、承知しながら見逃していた場合、連帯責任を問われることがあります。“つい、うっかりと” ということがないように注意してください。

2 審査請求について

ハローワーク（公共職業安定所長）の行った被保険者資格の取得喪失の確認、失業等給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）に関する処分（受給資格の否認、不支給の決定など）、不正受給に関する処分に誤りがあると思われる等不服のある方は、その処分のあったことを知った日の翌日から3箇月以内に、雇用保険審査官に審査を申し出ることができます。（これを審査請求といいます。）

この審査請求は、ハローワークを通じ、あるいは、雇用保険審査官に請求してください。

3 雇用保険二事業について

【雇用安定事業】

雇用保険の被保険者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の拡大、その他雇用の安定を図るための制度で、事業主の皆様への助成金としては、高年齢者や障害者など就職が特に困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた場合に支給される《特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）》、事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託した場合にその費用の一部が支給される《労働移動支援助成金》などがあります。

事業主の皆様への給付金については、厚生労働省HP内に掲載されていますので、ぜひご覧ください。<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/index.html>

【能力開発事業】

雇用保険の被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、その者の能力を開発・向上させることを促進するための制度で、事業主の皆様への給付金としては、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、その雇用する労働者を対象として、目標が明確化された職業訓練を実施した場合等に支給される《人材開発支援助成金》などがあります。



4 電子申請について

雇用保険の手続は電子申請が便利です！～電子申請のご利用が年々増えています～

雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請に電子申請を利用する事業主の方が増えています。来所又は郵送による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、電子申請の利用をご検討ください。

※「雇用保険被保険者資格取得届」「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」「高年齢雇用継続給付金の申請」などを含むほとんどの手続について電子申請が利用できます。

1 電子申請とは

電子申請とは、ハローワークの窓口で受け付けている申請・届出などをパソコンからインターネットを利用してオンラインにより行うことです。

電子政府の総合窓口「e-Gov」から厚生労働省のほとんどの手続きについて申請・届出が可能であり、雇用保険の各種手続がいつでも安心・便利に利用できます。

※「e-Gov」とは、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口です。

2 電子申請のメリットは

- (1) ハローワークの窓口に出向く必要がありませんので、窓口での待ち時間がなく、オフィスにいながら申請や届け出ができます。また、郵送よりもスピーディーに申請・届出が可能で郵送代も節約できます。
- (2) 24時間365日いつでも手続可能です。
- (3) 大量の申請書への記入も、電子申請ならデータでスピーディーに処理できます。また、入力時のチェック機能により、記入漏れなどを防ぐことができます。
- (4) マイナンバーなど個人情報の持ち運びが不要なので、個人情報保護の観点からの安全性が高まります。

3 電子申請を始めるには

- (1) パソコンが電子申請に必要な動作環境を満たしていることなどを確認します。
- (2) 電子申請には「電子証明書」（マイナンバーカードなど）が必要です。詳しくはe-Govウェブサイトの「認証局のご案内」を参照してください。
※「電子証明書」とは、書面での手続きにおける「印鑑証明書」に相当するものです。
- (3) 社会保険労務士の方は「社会保険労務士電子証明書」の取得が必要です。詳しくは全国社会保険労務士会連合会にご確認ください。

事前準備のチェックはe-Govウェブサイトの「e-Gov電子申請システムの利用準備をする」ページでチェック項目にしたがって進めることができます。

http://www.e-Gov.go.jp/help/shinsei/flow/setup04/manu_certificate.html

4 電子申請の便利な機能

- (1) 「グループ申請」機能で雇用保険、健康保険、厚生年金の手続をまとめて行うことができます。

※この機能は複数の申請・届出手続をあらかじめ「パッケージング」してありますので、それぞれの申請・届出様式の記載項目の重複入力を省き、効率よく申請・届出書の作成ができます。

(2) 電子証明書を取得していない場合でも、事業主個人の「マイナンバーカード」で電子署名が可能です。

※マイナンバーカードなど、I Cカード形式での電子署名はI Cカードリーダーを準備する必要があります。

(3) 事業主が指定した同一企業内の責任のある方（労務室長など）のマイナンバーカードでも電子署名が可能です。

※申請ごとに「事業主が指定する者に係る電子証明書の利用届」の添付が必要です。

(4) 「一括申請」機能を利用することで、本社などが各事業所の手続をまとめて電子申請することができます。

※一括申請の機能に対応したソフトウェアを導入している必要があります。

(5) 電子申請を利用する場合に限り、照合省略の認可を受けることで、雇用保険の手続のほぼすべての添付書類の省略が可能となります。

※離職理由を確認する書類など一部省略できない書類もあります。

※照合省略の認可を受けるにはいくつかの条件（過去の取扱い実績等）があります。

※社会保険労務士の方でも照合省略の認可を受けていないと添付書類の省略はできません。

※電子申請の照合省略についての問い合わせ先

事業所の方は、事業所管轄ハローワーク

社会保険労務士、労働保険事務組合の方は、あいち雇用保険電子申請事務センター

5 あいち雇用保険電子申請事務センターについて（平成28年10月設置）

あいち雇用保険電子申請事務センターでは、愛知県内における雇用保険電子申請事務手続を申請受付から審査・決定までの手続を集中して行っています。

あいち雇用保険電子申請事務センター

電話 052-688-5559 F A X 052-688-5566

業務時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く平日）

http://aichi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuduki/koyou_hoken/tetsuzuki/aichi_center.html

**6 電子申請を始める際の疑問点やe-Govの操作方法などについてのお問い合わせ先
電子政府利用支援センター**

電話番号 050-3786-2225 050 ビジネスダイヤル ※全国一律通話料金

017-771-9008（IP電話等をご利用の場合）※通常通話料金

受付時間 4～7月 平日：午前9時～午後7時

土日及び祝日：午前9時～午後5時

8～3月 平日・土日祝日 午前9時～午後5時

ホームページ <http://www.e-gov.go.jp/contact/index.html>